

○岩泉町中小企業振興資金信用保証料補給補助金交付要綱

(平成 21 年 2 月 10 日告示第 11 号)

改正 平成 22 年 3 月 31 日告示第 30 号 平成 23 年 3 月 10 日告示第 15 号の 2

(趣旨)

第 1 条 この告示は、中小企業信用保険法(昭和 25 年法律第 264 号)第 2 条第 4 項第 5 号に規定する町内の中小企業者(以下「第 5 号認定者」という。)が岩泉町中小企業振興資金融資規則(平成 9 年岩泉町規則第 12 号)に基づく融資を受ける場合に岩手県信用保証協会(以下「協会」という。)の信用保証を付すための経費に対し、予算の範囲内で、岩泉町補助金交付規則(昭和 38 年岩泉町規則第 7 号。以下「規則」という。)に基づき信用保証料補給補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象及び補助額等)

第 2 条 前条に規定する経費は、中小企業振興資金の融資を受ける第 5 号認定者が協会に対して納付する信用保証料の額とする。

2 前項に規定する経費に対する補助額は、第 5 号認定者が協会に対して納付した信用保証料の額(分納の場合にあっては当該年度に納付した額)とし、延滞保証料は、対象としない。

(補助金の交付申請)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする第 5 号認定者は、岩泉町中小企業振興資金信用保証料補給補助金交付申請書(様式第 1 号)に融資実行証明書(様式第 2 号)及び信用保証料納付証明書(様式第 3 号)を添えて別に定める日までに町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 4 条 町長は、前条の申請書の提出を受けた場合は、当該書類を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、岩泉町中小企業振興資金信用保証料補給補助金交付決定通知書(様式第 4 号)により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ期日)

第5条 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(補助金の交付)

第6条 第5号認定者は、第4条の通知を受けたときは、速やかに岩泉町中小企業信用保証料補給補助金交付請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第7条 町長は、補助金の交付を受けた第5号認定者(以下「補助対象者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 事業を中止し、又は廃止したとき。

(2) 町外に転出し、又は移転したとき。

(3) その他町長が補助金の交付が適当でないとしたとき。

2 補助対象者は、第6条の規定により補助金の交付を受けた信用保証料の算定基礎となった中小企業振興資金を早期完済したことにより協会から信用保証料の返戻を受けたときは、直ちに当該返戻を受けた信用保証料に相当する額を町長に返納しなければならない。

3 中小企業振興資金の融資を行った金融機関は、補助対象者が前2項に該当する事実を知った場合には、速やかにその旨を町長に通知するものとする。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成21年2月10日から施行し、平成20年10月31日から適用する。

2 この告示は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。ただし、信用保証料を分納しているために同日において納付が完了していない者については、納付が完了するまでの間は、なおその効力を有する。

附 則(平成22年3月31日告示第30号)

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 10 日告示第 15 号の 2)

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。